

令和7年度 石川県特定最低賃金専門部会

第1回 百貨店部会 議事録

開催日時	令和7年10月3日 金曜日 13時30分～16時20分			
開催場所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室			
出席委員	公益代表委員	木村 弘	田中 英男	長澤 裕子
	労働者代表委員	大澤 昇	京堂 陽	酒井 努
	使用者代表委員	石野 弘幸	橋本 政人	山下 修平
	欠席委員	なし		
	事務局	細貝労働基準部長 南出給付調査官	河野賃金室長 春名賃金調査員	石間賃金室長補佐
次第	1 開会 2 議題 ① 部会長、部会長代理の選任について ② 石川県特定最低賃金専門部会運営規定について ③ 資料説明 ④ 改正金額について ⑤ その他 3 閉会			
議事内容	• 別紙のとおり			

別紙

令和 7 年度 石川地方最低賃金審議会
石川県特定最低賃金専門部会 第1回百貨店部会 議事録

令和 7 年 10 月 3 日（金）
13 時 30 分～16 時 20 分
金沢駅西合同庁舎別館 共用第 2 会議室

- 【事務局】補佐 定刻になりましたので第 1 回百貨店部会を開会いたします。
本日の部会は初めての会議となりますので、部会長、部会長代理が選任されるまで事務局で進行をさせていただきます。皆様方には 10 月 1 日付で辞令を発令させていただいておりますが、委嘱辞令につきましては机の上に置かせていただいておりますので内容を確認いただきますようお願ひいたします。
それでは開会にあたり、細貝労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。
- 【事務局】基準部長 皆さんお疲れ様でございます。労働基準部長の細貝でございます。お忙しい中、皆様におかれましては本部会の委員をお引き受け賜りましたことを、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。また皆様には日頃から労働行政に多大なるご理解ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございます。
さて石川県最低賃金でございますが、去る 8 月 12 日に最低賃金審議会から答申をいただきまして、10 月 8 日から諸手続きを経て 1,054 円という引き上げこの金額で発効するという運びになりました。本日お揃いの委員の皆様方の中にも、この審議に多大なるご理解とご協力を賜わった皆様方もおられます。ありがとうございます。我々といたしましては、この金額がしっかりと根付くように周知に努めるとともに、引き上げに向けて 対応する企業を皆様しっかり支援をしていくという姿勢で臨んでまいりたいと思います。
さて、本日は県の最低賃金とは別に、業種別の最低賃金の議論、百貨店部会からスタートということでございます。特定最低賃金の特性につきましては皆様ご案内のとおりということでございます。後ほど事務局の方からもご説明をいたしますが、セーフティネットの最低基準を定める県の最低賃金とはまた違って業種ごとの特性を踏まえどういった賃金水準がいいのかと、こういうこと

を踏まえて労使からの申し出に基づいて審議をされると、こういうものが特定最低賃金の趣旨でございます。そのため県の最低賃金の議論とはまた異なりまして、議論に当たっては労使間のイニシアティブをそれぞれ発揮していただいご主張していただければ、ありがたいというふうに思います。そのため我々事務局としてはそういう議論が促進されるようお支えをしてまいりたいと思いますので、何かありましたらおっしゃっていただければというふうに思います。また 1か月間ということになるかと思いますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】補佐

次に委員の出欠状況についてご報告を申し上げます。

本日は全委員にご出席いただいております。現在、百貨店部会 9名中 9名のご出席で、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数である全委員の 3 分の 2 以上または公労使各側委員の 3 分の 1 以上を満たしておりますので本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。なお、本日の専門部会は公開となっておりますが、傍聴の希望者は 0 名でございました。

それでは議題(1)の部会長及び部会長代理の選任に移らさせていただきます。部会長及び部会長代理の選任につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになっておりますが、当審議会におきましては従来から公益委員で協議された上で推挙された方をご承認いただく方法を取っております。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【事務局】補佐

異議なしということでございますので、慣例に従いまして進めさせていただきます。

去る 7 月 10 日に開催されました公益委員会議におきまして、部会長と部会長代理の候補者が推挙されてございますのでご報告いたします。

部会長に公益代表の田中委員、部会長代理に公益代表の長澤委員でございますが、いかがでございますでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【事務局】補佐

異議なしとのことでございますので、それぞれご推挙いただいたとおりの部

会長及び部会長代理が選任されました。

それではこの後の議事進行につきましては田中部会長、よろしくお願ひいたします。

【田中部会長】 部会長に選任されました田中と申します。円滑な審議に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。それでは議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員側は私が行います。労働者側は酒井委員、使用者側は橋本委員でお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題の（2）に移りますが、石川地方最低賃金審議会石川県特定最低賃金専門部会運営規定を確認しておきます。配付資料の資料①の4ページから5ページに石川地方最低賃金審議会石川県特定最低賃金専門部会運営規定がございますが、その内容のとおりご確認いただくということでおろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【田中部会長】 よろしければ、お手元の運営規定のとおり専門部会を運営していくこといたします。

次に改正金額の発効日についてですが昨年度は12月31日にしましたが、今年度も12月31日で審議を進めるということでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【田中部会長】 それでは金額の改正発効日は12月31日にすることといたします。

次に配付されている資料について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】室長 それでは資料②の方から説明させていただきます。まずインデックスの資料②が付いているものをご覧ください。こちらには特定最低賃金改正申出書の写しと疎明資料で、その後事務局によります申出要件審査の結果をお付けしております。また改正決定の審議に係る諮問及び答申文の写しもお付しております。

今年度につきましては、5つの特賃産業について改正の申出がございまして、いずれの申出も形式要件を満たしておりましたが、先に開催されました石川地方最低賃金審議会におきまして、うち4つの産業について改正の必要性有りと

なりまして、石川労働局長から石川地方最低賃金審議会会長へ改正の諮問がなされております。

次に、資料③の方をご覧ください。まず 1 番目の項目の特定最低賃金についての基本的な考え方につきましては後ほどご説明させていただきます。

2 番目 12 ページ以降になります。12 ページの方をご覧ください。今般審議いただきます産業についての全国の特定最低賃金の決定状況及び石川県における最低賃金の審議状況の推移をお付けしております。12 ページの方が今回の百貨店、総合スーパーの全国の状況になります。その次の 13 ページの方が石川県における各産業ごとの推移、平成 23 年以降の推移をこちらの方に付けさせていただいております。

14 ページが、4 番目の資料になり、これは本年度の特定最低賃金の答申日別最短効力発生予定日一覧表を付けております。この一覧表から黄色で塗っており、部会長から説明がありましたように、12 月 31 日の改正発効とするには、10 月 30 日までに答申をしていただく必要があるということを確認していただければと思います。

【事務局】補佐

続きまして、資料の④番に移ります。令和 7 年度の最低賃金に関する基礎調査報告書についてご説明を申し上げます。本調査は石川地方最低賃金審議会の審議に資するため、石川県内にある地域別最低賃金適用産業のうち製造業は 100 人未満、その他の産業は 30 人未満の事業所及び特定最低賃金適用産業の事業所から 1,955 件をランダムに抽出いたしまして、本年 5 月中旬から 7 月上旬にかけて当該調査を実施し、回収率は 42.8%、838 件でございました。この調査結果のうち特定最低賃金に関するものをまとめたのが資料の④番となります。

総括表の見方について簡単にご説明を申し上げます。総括表（1）でございますが、左端に「時間あたり所定内賃金（3 手当てを除く）」とございますが、これは実際に支払われた賃金ではなく、欠勤や早退などをすることなく働いた場合に支払われる基本給 1 時間あたりの金額でございまして、同金額以下の労働者数と構成比が右側に記されてございます。合わせて規模別や県内に 4 か所ございます労働基準監督署の管轄地域別そして年齢別の内訳も記されてございます。この総括表をもとに最低賃金を引き上げた場合の引き上げ額、引き上げ率と影響率の関係表を次の資料となりますが、こちらを作成をしてございます。最低賃金の改正に際しまして、改正後の最低賃金を下回る労働者つまり最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に占める割合を示すものが当該関係

表に記載されております影響率となります。この表以降のページには該当労働者の分布グラフをお付けしてございます。

続いて資料の別冊 1 についてご説明申し上げます。別冊 1 の 1 ページをご覧ください。内閣府が公表しております月例経済報告になります。本年 9 月 29 日に発表された当該報告では、景気は米国の通商政策により影響が自動車産業を中心に見られるものの緩やかに回復している。そして 4 ページには個人消費は持ち直しの動きが見られると表記されてございます。

続いて 12 ページをご覧ください。こちらでございますが、昨年度の資料では北陸財務局から毎月公表されております北陸経済調査を添付してございましたがこの公表は令和 7 年 6 月までとなっておりまして、本年度は年 4 回公表される管内経済情勢報告に変わってございますので、こちらを添付してございます。本年 7 月 29 日に発表されております管内経済情勢報告によりますと、管内経済は緩やかに持ち直していると表記されています。百貨店、スーパーマーケットに関する情報についてご説明を申し上げますとこの資料の 17 ページをご覧ください。百貨店、スーパー販売という項目になりますが、こちらでは百貨店では衣料品の動きが鈍いものの、スーパーでは飲食料品に動きが見られることから、緩やかに回復しつつあり前回 4 月判断を据え置き令和 7 年 1 月以降 3 期連続の据え置き判断となっております。

資料をめくっていただきまして、28 ページご覧ください。こちらには日本銀行金沢支店が 10 月 1 日に発表した北陸の金融経済月報をお付けしております。これによりますと一部に弱めの動きも見られるが、緩やかに回復していると表記されております。個人消費については百貨店、スーパーなどの売上高は物価上昇の影響などが見られるものの、新規出店効果や猛暑効果等を背景に持ち直しているとなっております。少しめくっていただきまして、35 ページには石川労働局職業安定部職業安定課が本日 10 月 3 日に発表しております 8 月の雇用失業情勢でございます。基調判断として県内の雇用情勢は、持ち直しの動きが続いているものの、一部注意を要する状態にあるとされております。なお、有効求人倍率は 1.60 倍となり、前月と同水準となっております。

最後に資料を進めていただきまして、53 ページには石川県の主要データ集をお付けをしたしていただいております。これらの資料につきまして今後の審議のご参考にしていただければ幸いでございます。

【田中部会長】

只今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。

【酒井委員】 はい、資料説明ありがとうございました。一つ確認なんですが、資料 2 の 4 ページのところ見ていただきたいんですけど、これ百貨店、総合スーパーじゃなくて繊維関係の資料が付いているんですが。

【事務局】 補佐 単純に事務局の資料の取り違いミスでございます。速やかに差し替えのものをお持ちしたいと思いますので、後ほどお手元にお配りをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【酒井委員】 はい分かりました。4、5、6、7 ページが差し替えられるというところで、確認しました。はい、ありがとうございます。

【田中部会長】 他にご質問ございますでしょうか。なければ次に移ります。
次に具体的な金額等については労使双方からこの場でお聞きたいと思っておりますが、その前に特定最低賃金の基本的な考え方について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長 資料③の方をもう一度見ていただけますか。資料③の 1 ページ目に特定産業別最低賃金の基本的な考え方についての資料を 1 ページから 11 ページまでつけております。こちらの 4 ページをご覧ください。こちらには特定最低賃金とは企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するもので、適用対象使用者や適用対象労働者が細かく規定されております。またその決定は労使のイニシアティブにより決まり地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければなりません。したがって特定産業別最低賃金の金額は関係労使の自主性を尊重して設定されるものであるとの性格を有するものであり、最低賃金法第 15 条の手続による関係労使の申し出を受けて、都道府県労働局長が決定改正の必要性を最低賃金審議会に諮問し全会一致で必要との意見が出た場合に、同審議会で審議された意見答申を尊重して決定改正するものになります。地域別最低賃金が都道府県労働局長の諮問に基づき調査審議によって決定する行政主導型の最低賃金であるのに対し、特定最低賃金は労使主導型と言えます。

続いて 10 ページをご覧ください。改正の必要性があるとして、改正審議に入った後、その審議内容においても平成 14 年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告において関係労使のイニシアティブにより設定されるという産業別最低賃金の性格から産業別最低賃金の決定または改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することと明示されて

おります。なお今般ご審議いただきます改正金額は百貨店の特定最低賃金が現在は994円でございますが、先般、石川県最低賃金が1,054円となりましたので、この1,054円より1円以上引き上げた1,055円以上かつ、今般の申出でございました労働協約の最も低い金額であります。1,149円が改正金額の上限となりますので、この点についてご留意いただきたいと思っております。

【田中部会長】 事務局から説明のあった考え方の趣旨をご理解いただきまして、今後のご審議をお願いしたいと思います。

それでは労働者側の方から概括的な考え方具体的な金額をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【酒井委員】 ご指名いただきましたので、私の方からお話させていただきたいと思います。既に資料の説明の中でお話があったと思いますけども、特定最低賃金についてはこの専門部会の方で、業界全体の発展のためにどうするかということを公労使で考える場だということでまず皆さん共通の考えであるかなというふうに思います。地賃はセーフティネットということに対して、特定最低賃金というものは特定産業の公正競争と特定産業の優位性を確保するということを目的に行っているものと考えております。今回、当該産業における最低賃金の適用を受けるべき労働者のおおむね3分の1を優に超えた形ですね、特定最低賃金の改正を求めているということを今回行っています。今年は7割超で集めていることでございます。企業内最低賃金協定で言いますと、先ほども出ておりますけども、地賃を十分に上回る協定を提出させていただいてるということで、今回は下限は1,149円ということで間違いないかというところでございます。今回、石川県で地賃がプラス70円だったということで1,054円に10月に改定されるということが決まっています。特定最低賃金もしっかりとした議論をした中で金額は改定されるべきでないかなというふうに考えております。ただしと言いますが先ほど伝えたとおり特定最低賃金は関係労使のイニシアティブで決定するものということですから、使用者側の意見も聞きながら今後も継続して特定最低賃金設定していくけるような形になるように議論していきたいなというふうに考えているところでございます。

基幹産業としての評価ということについて私が小委員会で参考人として呼ばれた時に話をした話と重なってしまいますけども、総合スーパーということで言いますと多くのパートタイム労働者が従事しているなど、地域に雇用を生み出す産業であるというふうにまず考えているところです。コロナ禍以降エッセ

ンシャルワーカーという言葉がかなり大きく取り沙汰されました、いかなる状況下でも必要とされる社会生活を支える必要な職種であると考えております。令和6年の能登半島地震もそうですし9月の豪雨災害のときにも再認識されたかなというふうに思いますし、今現在も能登のボランティアも継続しておこなっておりますし、総合スーパーの会社がボランティアとして活躍しているというところでございます。

この業界として慢性的な人材不足、長時間労働が恒常的になっているということで継続した人材確保という観点から見ても地域別の最低賃金は一定程度上回る水準での最低賃金の改正が必要ではないかというふうに考えております。百貨店に関しても先ほど経済指標等で出ておりましたけれども、コロナ禍でかなり厳しい状況があって災害でもいろいろ厳しい状況もあった中ですが、現在はインバウンドであったり災害復興事業など等々ありながら改善傾向にあるということを言えるのかなというふうに考えております。

さらにこの賃上げということで言いますと、流通業の産業としてはまだまだ賃金が低いという状況が続いているんですけども、この3年は確実に賃上げをして増えていくというようなことがございますので、これからもどんどん改善させていくべきではないかなというふうに考えているところでございます。この経済の成長ということで言いますと、国内総生産の半分以上ですね、占める個人消費の拡大が欠かせないというところからすると個人消費を流通面で支えて最終の消費者ということがあります、相対する産業が小売業であり社会インフラとしての重要性はしっかりとあるのではないかというふうに考えております。

先ほど経済指標の話が出たので本当は話そうと思いましたが割愛させていただきますが、全体的に緩やかに回復しつつあるといった結果があるとして、百貨店総合スーパー販売でも同様のことが言えるかなというふうに考えております。そのような中で状況としては上向いていると賃金水準も上がってきている、物価も上がっているということを考えますと、人がいなければ成り立たない、機械の代替が難しいというところが多い業界ですから、しっかりと人材確保の観点からも特賃、しっかりと必要であると考えますし、しっかり上げていくべきではないかなというふうに考えております。ここでしっかりと協議をした上で公労使で業界の発展のために取り組んでいくということを考えていければなというふうに考えております。

ちなみに先ほど賃上げという話がありましたけども、UA ゼンセンの賃上げ結果の話になってしまいますが UA ゼンセン、短時間組合員がたくさんいる業種で

して、6月末の時点で加重平均 5.82 パーセント、66.9 円という賃上げがなっています。正社員の組合の賃上げ率が 4.81% ということで、やはり短時間組合員の賃上げをしっかりとすることによって、格差是正の結果が出てきているということかと思います。

あと金額の主張ということで話がありましたけれども今回に関して一旦今の時点でですね、金額は差し控えさせていただこうかなと思っております。また協議する中で金額示した方がいいというタイミングがありましたら、その時お伝えしたいと思いますが、今はちょっと示さないでと考えております。

特定最低賃金の目的は先ほど話をしたように地賃よりも高いレベルっていうのは公正競争の確保だという話をさせていただいているんですけど、先ほどの賃上げということも含めてやはり産業間格差を是正していくこと、そして今回特賃があるということからすれば他の産業からもしっかり人を取り込んでいくことによって、人手不足を解消していくということも必要なのではないかというふうに考えております。ということで金額提示の方は一旦控えさせていただきますので、まずは以上とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【田中部会長】 では使用者側ご意見をいただきます。

【橋本委員】 地域最賃が 70 円上回っておりまして、この特定最賃そのものが本当に必要なのかという思いもあります。それで業種、様々な業種がありますけど私どもはこの業種が特別だっていうよりも全ての業種がうまく機能していかないと多分ひとつでも欠けてしまうと世の中が動いていかない全業種が特別大切ですよとそんな思いであります。

この百貨店、総合スーパー、マーケットの特定最賃部会が全国でどうなっているのか、本当に石川県が議論をしていかなければならないような県なのかその辺の良識をきちんとできるだけ全国の状況なり隣県の状況を見ながら本当に必要なんだということを真剣に考えていただきたいなって思います。

かといつてもう既に俎上に載っておりますので議論はさせてはいただきますけども、そういう良識ある対応に期待をして今回審議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【田中部会長】 他の委員の方はよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それではここで一旦休憩いたしまして、それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。

事務局は控室のご案内をお願いします。

【事務局】補佐

労働者側の控室は同じフロアの第4会議室、使用者側の控え室は同じく第3会議室をご用意してございます。

(公労・公使折衝)

【田中部会長】

部会を再開いたします。

労使双方から金額を含めましてご意見をいただきました。

双方の主張について少し確認いたしますと、労働者側は、石川県にとってなくてはならない百貨店、スーパー、市民生活にとっても大切な業界であります。それを確保して、ちゃんとした生活を守っていくために一定のちゃんとした引き上げが大切であろうということあります。具体的には今日のところは地方の最低賃金にプラス30円で、1,084円です。現行より90円アップというご主張であります。

使用者側としましては、地賃の方を超える70円以上の引き上げは難しいということで、地賃を1円超えるプラス61円で1,055円というご主張です。

今後の特賃の継続性の在り方、今後の在り方ということについていろいろ考えていかなければならぬ中で、今年度どういうところに双方歩み寄りいただくか、労使それぞれの主導でまとまるものでありますので、次回までにその辺の歩み寄りというものをまた考えていただければなというふうに思っております。

大変難しい、どこに舵を切っていくか、それぞれの方のおっしゃることもごもっともだというふうに感じておりますので、そんな中で双方どんなふうに歩み寄るかってことでまた時間が空きますので、考えていただきたいなと思っております。

現状では大変な開きがありますので、今回はこの辺にいたします。次回でご意見をまたお聞かせいただければなと思います。

その他、何かありますか。

他にないようでしたら、次回の案内を事務局からお願いします。

【事務局】補佐

次回、第2回百貨店部会は来週の火曜日10月7日午前10時から本日と同じ

2階会議室で開催をさせていただきます。

【田中部会長】 それでは本日の百貨店部会を終わります。